

東邦大学学術リポジトリ



OPAC

東邦大学メディアセンター

タイトル	ラクスマンと質保証
別タイトル	Laksman and internal quality assurance
作成者（著者）	澁谷, 和俊
公開者	東邦大学医学会
発行日	2015.09
ISSN	00408670
掲載情報	東邦医学会雑誌. 62(3). p.171 172.
資料種別	学術雑誌論文
内容記述	巻頭言
著者版フラグ	publisher
JaLCDOI	info:doi/10.14994/tohoigaku.62.171
メタデータのURL	https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD12430980

ラクスマンと質保証

澁谷 和俊

東邦大学医学部病院病理学講座（大森）教授

近年、教育関連の講習会など折々の機会で『黒船より前に日本に来たヒト』のことを耳にします。どうやら、この「ヒト」とは、黒船来航の半世紀以上も前にロシアからの遣日使節として来日したアダム・グスタヴォヴィチ・ラクスマンだったようです（筆者は食べておいしいラスクとマンと記憶しており、Googleに直されました）。ロシア帝国サンクトペテルブルク科学アカデミー会員だったアダムの父キリルは、ロシア領アムチトカ島に漂着した大黒屋光太夫（伊勢国白子の廻船問屋の沖船頭）とイルクーツクで出会いました。ラクスマンは、光太夫の本国送還に奔走したようですが、当時、漂着した外国人には帰化政策をとっていたロシアで、保守的な官僚の抵抗に遭い、送還の実現にかなり苦労したと記録されています。しかし、1791年夏、女王エカテリーナ2世への直訴により、ようやく光太夫の帰国が許され、翌1792年におよそ10年間のロシア生活の末の帰国がかないました。いつも困った時にお世話になっているウィキペディアでは、キリル・ラクスマンが本当に心の優しい善良な高官と記されています。しかし、漂流民である光太夫を日本に返還するのと交換に日本との交易を望む使節団を送り込み、その代表としての遣日使節に自分の次男であるアダム・ラクスマンを充てていることから、慈善心に加えて日本との交易や利潤誘導も動機としてうかがえます。結局、欧州の政情不安を端緒として緊張状態に陥っていた対外政策の余波を受けてラクスマンらの思惑はかなわず、わが国の開国はそれから50年余りも先のことになりました。一方、光太夫らの貴重なロシアでの体験は、ターヘルアナトミアの翻訳作業にも参加した幕府奥医師、桂川甫周が編纂した『北槎聞略』という見聞録に詳細な記載として残されています。しかし、その貴重な情報は幕府高官の間で共有・分析されることはなかったようです。少なくとも、『北槎聞略』から得られた情報が幕府の施策に大きな影響を与えたとの記録は見当たりません。その後の開国からわが国の近代化の道筋は、ご存知の通りです。ラクスマン来航を敏感に捉えて、何らかの施策を打ち出す

ことが得策であったか否かは、とても筆者の考えが及ぶところではありません。当時、性急に幕府の方針を変更したとしても、混乱した幕政に拍車を掛けるばかりだったかもしれません。おそらく、碩学の先達は、これを機に50年余りの時を来る外圧に備える期間に充てていたのでしょう。いずれにしても、大きな社会の動きの中で変革を余儀なくされる場合には、往々にして兆しがあるということを学習しました。

歴史の陰に隠れたこのエピソード以来200年余りも経った今日、本誌読者の多くの方々が関わる医学教育の中で、重要な課題が沸き上がりました。ご承知の通り Educational Commission for Foreign Medical Graduates (ECFMG) が、申請条件として、「2023年以降は国際的な認証評価を受けている医学部出身者に限る」との通告を発信したことです（<http://www.ecfm.org/about/initiatives-accreditation-requirement.html>）。この文言を素直に解釈すれば、米国で医業を行うことのない多くの者にとっては無関係な問題かもしれません。しかし、公的機関による厳正な認証評価を受け、質が保証された医学教育を提供し、一定の医療水準が担保された医師を輩出することこそが医学教育機関の責務であるとの考えがわが国の趨勢となってきました。これまで、わが国では大学を評価単位とする認証評価（機関別認証評価）が学校教育法の定めに従って行われてきました。学校教育法第109条第1項には、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と記されています。自己・点検とその成果公表は、大学が大学として存続する限り行うべき、根源的な行為であることが明示されています。また、本条第2項で具体的な大学の責務を「大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。」と定めています。

現在、大臣の認証を受けて機関認証評価を行う機関としては、独立行政法人大学評価・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、および公益財団法人高等教育評価機構の3者があり、わが校は大学基準協会からの機関別認証を受けています。しかし、これまで、わが国において特定の分野(学部や学府など)を対象とした分野別認証評価は、法科大学院などのごく限られた分野に対して行われてきたに過ぎず、ECFMGが医学教育機関に求めているような認証評価は、そのシステムすら整備されていない状態でした。現在、このような環境の変化に対応すべく、医学教育機関に対する認証評価システムが急ピッチで構築されています。薬学教育や歯学教育の分野も似たような状況にあると聞いています。評価基準の中には、カリキュラムや教員組織の適切性など多くの基準が設定されていますが、機関、分野の区分にかかわらず、評価基準の根幹に内部質保証システムの妥当性が据えられています。内部質保証との文言は、平成20年3月の中央教育審議会大学分科会制度・教育部会による「学士課程教育の構築にむけて」と題された答申で明確化されたと言われています。大学独自の施策について、その実施過程を自ら検証し、改善して行く仕組み(システム)であり、その過程や成果を公表しなければなりません。機関別分野別の如何にかかわらず、認証評価においても各大学が自律的に営む内部質保証システムの構築と運用がと

ても大切な基準とされています。なぜならば、大学が自立的な機関である以上、外部評価機関は個別の大学の教育に関する質を評価するための有効で絶対的な尺度を持ち得ないからです。分野別認証評価では、このシステムの評価を世界医学教育連盟(World Federation for Medical Education: WFME)に承認されたわが国の評価機関となる日本医学教育認証評価評議会(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)が担うこととなります。一方、7年前に公表されたこの答申に改めて目を通して行くと「分野別の質保証」や「国際通用性」の大切さが繰り返し述べられていることに気づきます。今日の碩学が発信したメッセージの中にもラクスマンの予兆が記されていたのかもしれない。

東邦医学会雑誌も多くの教職員の方々に支えられて、高い学際的水準が保たれてきました。さらには、本年よりPubMedへの掲載を見据えて、英文誌としての体裁が整い、飛躍的な進歩を遂げています。編集委員長を始め、編集に関わる多くの方々のご尽力に敬意を表します。投稿論文に対する教員のピア・レビューは、本学における教育研究に関する内部質保証の一翼を担っているとも理解できるのではないのでしょうか。東邦医学会雑誌の更なる進化を祈念して、擲筆したいと思います。